

■歳末たすけあい各事業及び申請できる要件は次のとおりです。

1. 歳末たすけあい援護金事業

【内 容】生活が困窮している世帯に、町内で使える商品券（1万円程度）を援助します。

【対 象】次の①～④全てに該当する方

- ①令和5年9月1日以前に住民登録し、町内在住の**昨年度社協会員世帯**で今後も引き続き会員加入いただける方
- ②町民税が非課税の世帯の方
- ③自動車を所有していない世帯の方 ※ただし、身体的な理由で必要な場合は除きます。
- ④生活保護受給世帯ではない方 ※生活保護受給世帯の方は対象となりません。

2. 歳末大掃除事業

【内 容】ご自宅の一部の掃除を援助します。（風呂、台所、庭など）

【対 象】町内在住の**昨年度社協会員世帯**で今後も引き続き会員加入いただける方で**町民税が非課税の世帯**の方であり、**申請する住所地に生活の実態があり**、次の①～③いずれかに該当する方
※生活保護受給世帯・世帯分離は除きます。

- ①松伏町で障害福祉サービス支給決定を受け、障害支援区分2以上のひとり暮らしの方
- ②松伏町で介護認定を受け、要介護2以上の65歳以上のひとり暮らしの方（昭和33年12月31日以前に生まれた方）
- ③75歳以上の高齢者のみの世帯の方（昭和23年12月31日以前に生まれた方）

【自己負担】1,500円

【添付書類】障害福祉サービス支給認定を受けている方・・・障害福祉サービス受給者証のコピー
介護認定を受けている方・・・・・・・・・・介護保険被保険者証のコピー
75歳以上の方・・・・・・・・・・氏名・住所・生年月日が確認できる書類のコピー
※応募多数の場合は、昨年度本事業を利用していない世帯を優先し、抽選とします。

3. ひとり親家庭図書カード配布事業

【内 容】ひとり親家庭に、図書カードを配布します。

【対 象】町内在住・在勤の**昨年度社協会員世帯**で今後も引き続き会員加入いただける方で、平成17年4月2日以降に生まれた子（未就学児を除き、就学中に限る）を育てているひとり親家庭 ※生活保護受給世帯を除きます。

【添付書類】**児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費受給者証のコピー。**

※上記書類がない場合は、ひとり親家庭だと証明できる書類のコピー。

なお、町内在勤の方のみ松伏町で勤務していることが分かる書類も必要（職員証・健康保険証など）

4. 新生児絵本配布事業

【内 容】1歳児までの新生児へ絵本を配布します。

【対 象】町内在住・在勤の**昨年度社協会員世帯**で今後も引き続き会員加入いただける方で、令和3年9月1日から令和5年8月31日までに生まれた子のいる世帯

【添付書類】氏名、住所、生年月日が確認できる書類のコピー又は子ども医療受給者証のコピー

なお、町内在勤の方のみ松伏町で勤務していることが分かる書類も必要（職員証・健康保険証など）